

米國聯邦憲法に於ける三権分立制度論

林田, 和博
九州帝国大学法文学部助教授

<https://doi.org/10.15017/14435>

出版情報：法政研究. 10 (1), pp.19-66, 1939-12. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

米國聯邦憲法に於ける三權分立制度論

林 田 和 博

- 一 三權分立の意義
- 二 米國大統領制度
- 三 聯邦行政部
 - (1) 大統領の選出
 - (2) 大統領の權限
- 四 聯邦立法部
 - (1) 國會の組織
 - (2) 國會の權限
- 五 聯邦司法部
 - (1) 聯邦司法部の組織
 - (2) 聯邦大審院の權限

一 三權分立の意義

米國聯邦憲法に於ける三權分立制度論

三權分立主義は近代の立憲法治國家に於いてはその基本的不可欠の要請として現はれる。凡そ、國家統治の形式を立法司法行政の特別の三個の權力に分化するに至つたのは、歐羅巴殊に英國の政治的經驗であるが、近世に於いて始めて三權の分化に就き注意を喚起したものがロツク及びモンテスキューである事は周知の如くである。モンテスキューはその著「法の精神」(De l'esprit des Loix)に於いて始めて統治の三大權力として立法司法行政を區別し、三權を各々他と分離獨立した特別の機關に委任する事の重要性を論じ、以つて有名なる三權分立説を唱へたのである。モンテスキュー以來三權分立説は一般に當時の政治學說の中に採用せられ、時としてモンテスキュー自身の所説よりも更に極端なる説ともなつたが、凡そ、三權分立主義は近代の立憲法治國家の統治組織の基本たる可き政治上の原則となつた。斯くて一七八七年米國の獨立憲法が之を法文に表はし、一七八九年佛蘭西大^①革命人權宣言も亦その第十六章に於いて、三權分立が存するに非ざれば國家は憲法を有するものと謂ふ事を得ざる旨を布告したものである。

三權分立主義は、國の元首は中世の專制君主國に於けると同様に依然として行政の首長であるが、然し乍ら行政は唯々法律の制限内に於いてのみ活動する事を要し、亦立法及び司法は國の元首の恣意に任せらるゝ事なく、立法は國の元首と議會との一致に依つて、司法は身分の保障せられたる獨立の裁判官に依つて行はる可しとするものである。然し乍ら、此の原則には重要な例外の存する事は各國の實例に徴して明らかである。凡そ、三權の分立は理論的には眞理であるとしても、政治は實際であり、又三權は國家の統治目的よりすれば一體をなし、

共同に義務を委託せられ、従つて實際上各自の領分に接近して所謂、近隣の爲めの共同地が存す可き事は一般に承認せられる所である。即ち三權分立制度の實際はその歴史的的政治的條件に制約せられて、各國に於いて夫々特殊なる様相を持つに至つてゐる。⁽²⁾茲に三權分立に就いては、(イ)三權分立主義の除外例、(ロ)チェック・アンド・バランス組織が考察の對照となつて來る。

(イ)三權分立主義の除外例、(1)立憲國に於いては立法部をして全然行政に關與する事を禁止せしむる事は出來ず、茲に、立法部の行政作用が見られる。即ち、例へば各國の憲法は三權分立主義を採り乍ら、政府の費用に關する豫算の確定權を立法部に與へ、又は立法部が行政部の職員の選任の決定に關與する權限を認め、⁽³⁾更に立法部が彈劾の手續に依り若くは不信任決議に依つて行政職員を罷免する權限を認むる場合が見られる。(2)亦立憲國に於いては行政部をして全然立法に關與する事を禁止せしむる事、即ち行政官をして單なる法律の執行官吏の地位におく事は出來ず、茲に、行政部の立法作用が見られる。即ち、例へば大統領のベトー權は行政官の立法作用の最も顯著なる例であり、⁽⁴⁾政府が議會に法律案を提出するの亦立法的職務である。⁽⁵⁾更らに、行政官は一般に施行せらる可き命令を發する權限を持つ。行政官が一般に施行せらる可き命令を發する權限、即ち行政官の命令制定權に依る命令の種類には緊急命令を別として、通常、(イ)獨立命令(ロ)執行命令(ハ)委任命令の三が擧げられる。⁽⁶⁾(3)最後に、裁判所は一般に専ら個人間の紛争を裁判するものとされるが、裁判所が行政的性質を持つ職務、例へば各種の登記、後見人監督の如き職務を委任せられてゐる場合は少くない。⁽⁷⁾尙これと共に司法的性質を

持つ職務が立法部又は行政部に委任せられてゐる事例も擧げられ得る。⁽⁸⁾

- (1) 米合衆國一七八七年及び一七八九年(修正)の聯邦憲法は、別に、三權分立の原則を採る旨の明言をなしてゐるものではないが、同憲法は第一章立法權第二章行政權第三章司法權の三篇に分つて規定してをり、聯邦憲法が三權分立の原則を採る事は自ら明かである。我が明治元年四月二十一日の政體書は米國の三權分立制度を範となし、大政官の權力を分つて立法行政司法の三種となしたものであつた。政體書は翌明治二年七月八日職員令に依つて廢止せられたが、法治國家の完成と不可分の關係に於いて見らる可き、我が三權分立原則の採用の礎石が茲に築かれた事は注目せられる。米國の三權分立制度は、我が立憲政治の現在に於いても、幾多の示唆を與へるものを持つが、それは殊に(イ)行政部と立法部との嚴格なる分離獨立(ロ)執行長官の權限の強化の問題に於いてである。

(2) Goodnow, Comparative Administrative Law. p. 21—29. R. Luce, Legislative problems. p. 3—33.

(3) 米國憲法第二章第二條第二項

(4) 米國憲法第一章第七條第二項

(5) 米國に於いては政府は全然法律案の提出權を有しない。

(6) (イ)獨立命令とは法律を執行する爲めに發するに非ず又法律の委任に基いて發するに非ず、法律に對し獨立に發する命令を謂ふ。即ち、獨立命令は立法が未だ手を着けざる立法上の空所を、行政上の元首が、安寧秩序を保持し臣民の幸福を増進するの目的を以つて、これを充填する爲めに發する命令である。命令は命令を以つて法律を變更し得ざる點にその限界を持つ。獨立命令の規定は古く一八一四年フランス憲法第十四條に規定せられ、又我が帝國憲法第九條の規定する所であるが、斯かる獨立命令は君主國家に於いてのみ見出され得るものである。(ロ)執行命令とは法律を執行する爲めに發する命令を謂ふ。執行命令は現に存在する法律の趣旨を敷衍して詳細の規定を設くるものに外ならず、法律に違背するを得ざる

は勿論、法律の豫想せざる新なる権利義務の規定を定むる事を得ず。執行命令は一般に施行令、施行規則、施行細則の形式をとるが、執行命令は常に必ずしも唯々單に法律を執行するのみに止まらず、ある程度法律を補充する事を許される。斯かる場合の命令は獨立命令と甚だ類似して來るが、但し、執行命令は立法が未だ手を着けざる立法上の空所を充填するものでなく、飽く迄も、現に存在する法律を補充するに止まる點に於いて、獨立命令とは異なる。執行命令は君主國家たると民主國家たるとを問はず凡ての國家に於いて見られ得る。(ハ)委任命令とは法律(議會)の委任に基づきこれに代つて憲法上の要法律事項を規定する爲めに發する命令を謂ふ。三權分立主義を採用する立憲國家に於いては委任命令の憲法上の有効性に就いては争ひの存する所であり乍ら、然かも、君主國家たると民主國家たるとを問はず、事實上、多少共に委任命令を認めざる國家は存在しない。尙委任命令を廻る米國に於ける最近の問題に就いては後述せられねばならぬが、我が國に於いては國家總動員法の審議に於いて新たに注目せらるるに至つた。

- (7) 例へばニューヨーク州の高等法院は種々の行政委員の行爲及び決定を裁下する權限を與へられてをり、その裁下を得ざる迄は委員の行爲は效力を有せざるものとされてゐる(一八七五年ニューヨーク州法律第六百六條第二十一節 Goodnow, *op. cit.*, p. 30)
- (8) 之を例へば我が議院法第七十八條府縣制第三十七條市制第三十八條町村制第三十五條又は違警罪即決例等はその適例として擧げられ得る。

(ロ)斯くて權力の分立は權力の調和を期するものである。凡そ、憲法は自己の重量に依つて自ら支へ、従つて分權の裝置に依つて更に調和を求むるものである。米國憲法は三權分立を要求しこれを實現したものであるが、然かも尙當時の憲法制定者達は只管權力の濫用に依つて人民の自由を蹂躪されん事を恐れ、斯くて權力と權力と

の間に均衡を保ち相互に牽制せしめて、以つて人民の自由を確保せんとしたものである。即ち牽制・均衡 (check and balance) に最も重點を置かれた。例へば行政に於いて、大統領の官吏の任命權に就いては議會上院が之に參與し、亦その外國との條約締結權に就いても同様である。更に大統領は行政事務の執行には各省の官職 (office) を通じて作用するが、此等の各省の官職は議會を通じて創造され、或る程度議會に依つてコントロールされる事とされてゐる。他方、立法に於いて、行政權の元首たる大統領はそのベトー權、必要と認むる場合にメツセージを送る權、臨時緊急の場合に臨時議會を招集する權等を通じて立法に參與せしめられてゐる。尙司法に於いては憲法に依つて創造される大審院は議會の作成したる法律を憲法違反の故を以つて無効と宣言する權限を有するが、議會は亦その判事の數やそのサラリーを決定する權限を自己の手に留保してゐる。斯くの如き牽制・均衡の體系に於いて、三權の中で立法權はその性質上最も權力強く稍々ともすれば立法權萬能の弊に陥り、議會が立法に關する全權を有し、行政權及び司法權は單に之に従屬するに過ぎざるものとなり、一時の多數決に依つて輕々に事を決する危險性が多分に藏せられてゐるが故に、米國憲法はこれを救ふ爲めに立法議會の專横を抑制し得るだけの強い力を有する行政權を設くる事に努力したものである。⁽¹⁾

然れ共、茲に、牽制・均衡の體系は各部をしてその權限の合理的行使をなさしめ、然かも効果は一か又は他が時代の要求に従つてリードする事に依つて確保されてゐる事が注目される。即ち、法理論の中では立法司法行政の三部は同格且絶對に對等とせらるるにも拘はらず、統治の現實を見れば、三つの中のある一つが常に一時代的

優勢を持つて現はれて來てゐるものである。米國に於いて、先づ、革命後の發展の時代に於いては立法は自ら自己を至上と考へ、亦他からも至上と考へられた。立法は自ら人民の代表なりとし、亦斯くて民意の代表者たる事を要求し、彼等は明かに人民に代つて法律創造の無制限の力を要求したものであつた。此の立法至上の要求は最後にはアンドリユー・ジョンソンの彈劾に於ける上院議員の意見の中で開陳せられた。⁽²⁾

然るに内亂の後指導は漸次司法の手に移つた。第十七世紀スチュアート王との長い鬭争に於いてコンモン・ロー裁判所は、王は神と法との下に統治する、故に裁判所は王の行爲(royal action)の法的效力に就いて裁判すべきである、といふ要求を強調したが、第十九世紀の前半に於いて、アメリカ裁判所も亦立法的指導性を憲法の限界に依つて抑制すべき要求を樹立し、最後に彼等は立法行爲をばその憲法違反なりや否やに就いて大規模に審査する権限を確立した。即ち、憲法追加第十四章(The fourteenth amendment)は凡べての州立法に對し如何なる人民からもその生命自由又は財産を適當なる法律の手續に依らずして奪ふ事を禁止し、これに就いて争ある場合は聯邦大審院のコントロールに服せしめたが、これは更に擴充せられて、諸州の立法のみに止まらず聯邦自身の立法をも聯邦大審院のコントロールの下に置く事となつたものである。斯くて立法が民意の代表者であると呼ばば、裁判所は憲法の解釋者であると呼ばんだ。

現代に於いては指導は殆んど決定的に行政へと移つてゐる。即ち時代は國家の政治經濟外交に於いて個別化(Individuation)と敏速なる行動とを要求し、これに對しては立法も司法も不適任である。即ち、行爲に先立つ

て一定の規範を作り、又は行爲がなされた後でその行爲が樹立された規範に一致するや否やを判定する事よりは、寧ろ、行爲の唯中に於ける指導 (guidance) こそ最も要求せられてゐるものであつて、世界各國を通じて行政は現代に於いて最も重要性を加へてゐるものである。

(1) 美濃部博士、米國憲法の由來及特質第一五二頁 MacFain, *The living Constitution*, p. 154.

(2) Pound, R, *The American Constitution in the light of today* (*United States Law Review*, 68, 1934, p. 305)

二 米國大統領制度

米國に於いて、大統領及び内閣の組織は議院内閣制をとる英佛の君主又は大統領及び内閣の組織に對比して見る時極めて特色あるものが見出され得る。⁽¹⁾ 議院内閣制に於いては君主又は大統領はその内閣の大臣を常に議會の多數から任命し又は議會の多數との一致に於いて任命するといふ事が特長的であり、そして亦、君主又は大統領は大臣の副署なしには國法的に有效なる命令を發する事を得ない結果として、茲では、權力分立論に反して議會が立法と共に行政を自己の手に掌握する事が注目される。即ち、茲では、君主又は大統領の權限は唯名義の上のみに止まり、國の實質上の政治は議會に依つて行はれ、亦、内閣は執行團體たる可く選ばれた立法團體の委員會に過ぎずとされるものである。⁽²⁾ 然るに、米國の大統領は行政權の首長にして、亦同時に自ら責任の衝に當る。従つて彼は他國の首相に相當する地位をとり、國務大臣の輔弼に依つて統治を行ふものではない。彼の下には内閣

が存在するが、内閣の大臣の任免は全く彼の信任に基づき議會の信任に基づくものではない。斯くて、内閣の大臣は他國の國務大臣と異り、自ら責任を負はず、大統領の命を受けてこれを補助するに止まるのである。米國の憲法議會に於いては、斯くの如き大統領制度を以つて君主政治の胎兒であるとなし、強い反對が見られたが、⁽⁴⁾激しい討論と及び妥協との結果、國の元首を、二重選舉の方法に於いて選舉せられ、任期を四ヶ年とし、その權限が明瞭に限定せられ、必要の場合には議會の彈劾に依つて彼を罷免する事が可能なる、大統領と呼ばれる單一人となす事に決定せられたものである。茲に於いて、憲法は大統領を立法に従屬するよりは、⁽⁵⁾寧ろ行政の積極的な首長として、立法と同格の地位に置くものである。

斯くて、米國に於いて行政部と立法部との關係を吟味する事が必要となつて來た。先づ行政部の側から立法部に及ぼす影響を見れば、米國に於いては(a)法律案の提出權は専ら議會のみに與へられ、政府には與へられない。政府が法律の作成を希望する場合は唯々大統領が慣習上書面を以つてする教書(message)を議會に送る事に依つて當該法律の作成を側面的に促進するか、又は政府黨の議員に依囑して法律案の提出をなさしむるかより外はない。議會は大統領の教書と雖もこれに拘束せらるる事なく、又議會に於いては別に政府案の特別の取扱ひといつたものは全然見られない。(b)政府の官吏が同時に議會議員たる事は全然禁止せられてゐる。米國に於いては、英佛に於けるが如き議院内閣制度や又は政務官制度は全然存在せず、如何なる場合と雖も官吏の職と議員の職との兼職は常に絶對に禁止せられてゐる。大統領を始め各省大臣は何れも在職中は議員たるを得ないと

共に亦議員が官職に就く場合は當然議員の地位を失ふ。尙政府の官吏が議員たる事を得ざる結果として彼等は議會への出席權及び發言權を有しない。而してこれから生ずる不便及び弊害は唯々議會の委員會の制度に依つて幾分か救はれてゐるのみである。(c) 法律の裁下に就いて大統領にはベトーの特權が與へられてゐる。消極的立法權たるベトー權に就いては後で觸れられねばならぬ。(d) 別に大統領には臨時緊急の必要に依り臨時議會の招集權が與へられてゐるが、それ以外に議會の招集停會閉會又は解散に關する權限は與へられてゐない。尙臨時議會招集權と關聯して米國の大統領には緊急命令發布の權限も全然與へられてゐない。以上立法權は殆んど全く立法部に集約せられてゐるが、別に亦立法部の側から行政部に及ぼす影響を見れば、米國に於いては(a) 政府は法律に對し服從の地位にあり、大統領は法律が忠實に執行せらるる事に監視の責任を負ふ。(b) 別に議會は政府の問責に就いて彈劾權(impeachment)が認めらるるのみで、他國に於けるが如き質問權及び不信任決議權は米國の議會には全然認められてゐない。(c) 尙上院は一定の官吏に就いて大統領の官吏の任命權に對する同意權を與へられてゐる。これ等に就いては亦後で觸れられねばならぬ。

斯くて、米國の統治組織に於いてはその原理の上から極めて嚴格に權力の分立主義が貫かれ、行政部と立法部とは劃然と區分せられてゐる事が明瞭となつたが、然し乍ら、茲では政治生活の實際の上から次の二つの事實が見逃されてはならない。

(一) 米國大統領政治を議院内閣政治から區別する一つの特徴は行政部の立法部からの殆んど完全なる獨立、

換言すれば行政部の存続と及び權限とが立法部から殆んど完全に獨立である點に存し、大統領は行政部の首長として議會に對し教書を送る權、ペトリー權及び臨時議會招集權、以上三つの立法に關する消極的權限が與へられてゐるに過ぎずとされるが、然し乍ら、米國の大統領制度に於いても大統領の第一の活動は行政ではなく立法にある事が注目されねばならない。⁷⁾

米國に於いて、國民の眼は常に大統領及びその内閣の立法政策に向けられており、單なる行政政策に向けられてゐるものではない。大統領選舉に於いて國民は大統領候補者を立法に於けるリーダーとして選舉するものであつて、斯くて一度職に就くや、大統領及びその内閣の時間及び考慮は行政事件に對するよりは寧ろ立法事件に對し遙かに多く捧げられてゐるものである。大統領及びその内閣の手腕は議會の操縱にかゝり、それは議會の開會期たると閉會期たるを問ふものでない。斯くて、大統領は行政の元首たるよりは寧ろ立法の元首たる性質を持つ事が注目される。米國の大統領制度と及び議院内閣制度との最後の目標は共に立法的リーダーシップを確立する事にあるものであつて、唯々兩者は(a)そのリーダーシップをとる者の選任の方法、(b)リーダーシップの效果の程度、(c)リーダーとリードされるものとの間の關係、(d)選舉權者が相談をうける時と方法、に於いて相違するものである。

米國の方法は事實上立法のリーダーとなる可き大統領が國民全體の選舉に依つて決せられる。現任の大統領が再選を求むる場合は別として、大統領候補者が、過去の閱歷に於いてはともかく、現に政黨の公認せられたるリ

ダーである事は甚だ稀の事に屬してゐる。一九〇〇年及び一九〇八年ブライアンの場合を除き、一九〇四年パークー、一九〇八年タフト、一九一二年ウイルソン、一九一六年フューヂ、一九二〇年ハーディング、一九二四年デビス及びその他はその例に洩れない。

此の點に於いて、例へば英國の内閣は前述の如く首相をその頭に頂く下院の執行委員會に相當し、茲では議會選舉の時既に一二の多數黨のリーダー達が明瞭であり、立法に於けるリーダーシップは少く共之等一二の人以外には存する餘地がないものである。下院の議員選舉に當つて、有権者達は凡そ確實に、それ等の政黨が議會で多數を占めた場合、誰れが首相になるかを知るものであつて、有権者の投票は、恰も米國に於いて大統領候補者に對して投ぜらるゝ如く、英國に於いては首相候補者に對して投ぜられる。然し乍ら、兩者の持つ著しい相違は、英國の首相候補者の政黨のリーダーシップは選舉に先立つて一つの既成の事實となつてゐるのに對して、米國の大統領候補者は政黨のリーダーシップは唯々その大統領選舉戰に於ける勝利といふ事實そのものに附着し來るものであるといふ點に見出されてゐる。英國の首相は彼が政黨の頭であるが故に立法のリーダーとなるのに對し、米國の大統領は大統領の職務が彼をして立法のリーダーとなすが故に、彼は亦政黨のリーダーともなると云はねばならぬ。

米國の大統領の地位には、直接たるを間持たるとを問はず、立法のメンバーと私かに談合し、或は懇願し、或は威脅し、又はベイト權を行使する等に依つて立法のリーダーたると共に政黨のリーダーたる事が擔保されてゐるものである。⁽⁸⁾ ともあれ、斯くの如くにして米國の大統領制度に於いても、大統領の第一の活動は行政ではなく立

法にある事が注目されねばならぬ。

(二) 現代は國家の政治經濟外交に於いて個別化と敏速なる行動を要求し、世界各國を通じて行政は最も重要性を加へてゐる事は前にも指摘したが、これと共に尙、世界の立法は最近複雑した社會的經濟的及び技術的問題に直面してゐる。斯くて、議會のみが立法の全分野を自ら管掌する事の不可能なる事が著しく明らかとなり、例へば労働立法、公企業統制立法、保健衛生立法、交通通信統制立法等に關して議會の専門的技術的能力に關しては疑問が持たるに至つた。従つて、米國は勿論、各國の公行政は法律に依らずして、その實質に於いて法律と效果を同じうする行政の發する命令、規則、又は規程に依つてコントロールされるといふ事が注目されねばならぬ。

行政の命令制定權及びその行使の形式が最も簡明なるものは佛國に於いて見出される。茲では命令制定權は唯々大統領、内閣、大臣、知事及び市長に限つて與へられるが、大統領は命令 (décrets) を發する。大統領の發する命令は二つの重要な種類に分類されるが、一は同様の情況の下に於ける多數を豫想して一般的方法を以つてこれを規律し且コントロールする一般命令 (décrets généraux) であり、他は個々の具體的事件、例へば任官、免職、土地收用に於ける公共事業の認定、豫備金の使用の如き、に關してなされる特別命令 (décrets spéciaux) である。更に亦一般命令は (イ) 普通命令 (décrets ordinaires) (ロ) 公行政の規則 (règlement d'administration publique) と呼ばれる二つの重要な種類に分類される。⁵⁾

(イ) 普通命令とは法律の執行を監視及び確保す可き大統領の權利(一八七五年憲法第三條)の下に發せらるる、執行命令の事である。大統領は此の憲法規定の當然の結果として、法律が明文を以つて規定する場合は勿論、明文を以つて規定せざる場合と雖も、單に法律の執行の爲めに必要な命令を發し得るに止まらず、更に法律の下に於いて既存の法律の規定又は精神と抵觸せざる範圍に於いて法律の補充の爲めに必要な命令を發し得るものとされてゐる。⁽¹⁰⁾ 大統領の普通命令は、理論上、何等特別の法律の根據も又は他の官廳に依る準備行爲も必要としない。然し乍ら、大統領は常に必ず内閣又は大臣の輔弼に依つて統治を行ふものとせらるゝが故に、事實上、彼は普通命令の發布に際しては常に内閣又は大臣の副署を必要とせられる。(ロ) 公行政の規則は委任命令であり、それが法律の特別の授權に基いてのみ發せらるゝ點に於いて普通命令とは異なる。佛國の大統領には、法律は、明文を以つてこれに對し命令を發する權限を委任し且法律が自ら規定する事を不適當と認むる事項の詳細を規定せしめる事を得る。大統領が公行政の規則を發する場合は、普通命令の場合よりも更に廣汎なる法律の補充又は充填の權限を持つ事となるが、^{*}尙此の場合公行政の規則は法律と同一の效力を持つ。斯くて、大統領が公行政の規則を發する場合は豫め參事院 (conseil d'Etat) の助言を得る事を原則とされてゐる。大統領は必ずしも參事院の助言を採用す可き義務が存せざるも、法律上參事院の助言を必要とする場合に、之を遵守せざればその命令は無効である。⁽¹¹⁾ 最後に、此の種の委任命令に就いては立法の全權 (plein pouvoirs) の委任の效力の問題があるが、委任は立法の全權を吸收する程度に於いて一般的 (général) 又は絶對的 (absolu) なる事を許されず、委任は特

定の事項又は特定の地域に限定せられる場合に於いてのみ有効であり、且又委任は何時と雖も法律を以つて撤回し得るものとの見解が採用されてゐる。⁽¹²⁾

* 大臣、知事、市長も同様にその管轄区域内に於いて命令制定権を持つ。この命令は *arrêts* と稱して、大統領のそれから區別されてゐる。 *arrêts* の制定権及びその行使の形式に就いては大統領の *décrets* と稍々類似する分類がなされ得るが (Blachly and Oatmann, op. cit. p. 127—128) *arrêts* は凡て法律、上級官廳の命令、又は行政裁判所に依つてコントロールされてゐる。

* 大統領には、一八一四年フランス憲法第十四條「王ハ法律ヲ執行スル爲及ビ國ノ安全ノ爲必要ナル命令ヲ定ム」に依つて王に對して認められた如き獨立命令の制定権が認められてゐない。然し乍ら、法律の執行、及び法律の委任に於ける大統領の法律の補充の權限は廣く認められ、斯くて、この點に於いては君主主義の遺物が多分に殘されてゐるものとされる (Goodnow, op. cit. p. 86)。

英國に於いても立法は益々行政の補充的立法 (subsidiary legislation) に依存しつゝある事が注目せられる。英國に於いて、法律の補充又は委任せられた立法權の行使がなされる最も重要な手段は勅令であり、即ち、樞密院 (Council) の諮詢を経て發せらるる法規命令 (statutory order) である。これは今日の内閣制度の發達前に樞密院の活動を見た英國の歴史的事實に基づく。今日大多數の場合(事實上は凡べての場合)法規命令は關係ある大臣に依つて作られてゐるが、それ等は形式上は Order in Council として發せられてゐる (Blachly and Oatmann, op. cit. p. 128)。尙、委任命令に就き、英國に於いては、立法の委任は議會意思尊重の見地から如何なる範圍を問はず有效とされてゐる。斯くて英國に於いて行政の命令權行使の範圍は頗る廣汎であり、法律の補充を含めて執行命令は勿論、委任命令、及び事實上の獨立命令(純粹の意味の獨立命令は存しない)の凡べてを含むものと解せられねばならぬ (Goodnow, op. cit. p. 99)。

米國聯邦憲法に於ける三權分立制度論

然るに米國に於いては行政府の命令制定權及びその行使の形式は甚だ複雑曖昧であり、未だ整備した構成がなされてゐない。茲に亦、行政の異常の擡頭、立法の分野に於ける官僚の勢力の増大の根據が提供されてゐる事に氣付くが、今日、米國の大統領には事實上廣汎にして且強大なる命令制定權が與へられてゐる。* 先づ、大統領は法律の執行を監視す可き彼の權利（憲法第二章第三條第二項）の下に執行命令を發する。彼の執行命令は單に法律の執行の爲めに必要な限度に止まる可きか、又は、更に法律の下に於いて既存の法律の規定又は精神と抵觸せざる範圍に於いて法律の補充の爲めになされ得るかに就いては、從來米國に於いては佛國に於けるとは異つてこれを消極に解したが、今日積極に解するを一般としてゐる。⁽¹³⁾ 法律の補充は明白なる法令上の根據に基いて、或は執行せらる可き法律の性質又は調子から、或は亦憲法上の單なる權能（sole warrant）からなされ得可きものとされる。⁽¹⁵⁾ 例へば、大統領は新たに省、政府の部局、委員會等を設け及びその權能を定める命令を發する事を許されず、これは唯々國會の權限に屬せしめられてゐるが、然し乍ら、大統領には、組織の詳細をば充たす方法に依り、又は手續の形式を定むる方法に依り、又は目的に達す可き手段をば規定する方法等に依つて、なざる可き多くのものが殘されてゐる。斯かる事項は補充的命令、規則、又は規程に依つて決定されてゐる。唯々、通常、これは大統領に依つて直接作られず、又彼の名に於いて發せられず、當該官廳（省大臣又はその他の行政機關）に依つて服務命令又は規則として作られるが、必要に應じてこれは大統領の手に集約せられ得る。更に亦、大統領は、憲法上の單なる權能から、陸海軍の統帥者として規則を定め、官吏の任命權者として服務命令又は規則を

發し、更に亦最高の統治權者として新たに獲得せる領土に軍政を布き又は文政を布く命令を發する事も出来る。これは憲法自身から取出されるものであつて、事實、大統領は *Consular Regulation, The Civil Service Rules, Army and Navy Regulation, Rules for the patent office* 等を發布してゐる。實に、これに依つて見れば、米國の大統領は疑もなく事實上獨立命令と稱す可き命令の制定權、換言すれば、副立法權を行使してゐるものである。次に、委任命令に就いて見れば、米國に於いては、立法の委任は理論上多く否認されてゐる。これは聯邦大審院に依つて支持され、聯邦大審院は一九三五年一月七日 *Panama Refining Co. v. Ryan* 事件、及び同年五月二十七日 *Schechter v. United States* 事件の判決に於いて、一九三三年産業復興法の立法委任は憲法違反と宣告したが、その理由は次の如きものであつた。「米國憲法は本憲法に依つて認めらるる立法權は凡べて上院及び下院よりなる國會に與へらるる旨を規定する。従つて、國會がその立法權を拋棄し又はこれを他に讓渡するを許されざるは明白である。但し、憲法は、國會が直接處理する事を得ざる複雑なる事情の存し、斯くて國會が彈力性と實際性の必要なる手段をとる事を拒否するものに非ず。國會は自ら政策を定め、標準を樹つる事を要するも、但し、定められたる限界内に於いて下位の規則を制定し又は國會の定めた政策が適用さる可き事實を決定する事はこれを他に委任し得るものと解する。蓋し、若し斯かる權能すらも認められざる場合立法府は非常時に役立つ事となるが故である。然れ共、國會が何等かの目的を一般的に指示して大統領をしてその自由なる裁量に依つて立法者たらしむる事は許されず。非常時は權限を創造し増大するものに非ず」と。これに依つて見れば米國に

於いても委任命令は、事實上、認められ、所謂準立法又は補助立法 (Quasi-legislation oder sub-legislation) として新たに呼ばれるものは、法律が實行可能な範圍内で立法の重なる目的を定め又事情の許す限り詳細に權限の限界を示す場合に於いて有効であり、立法權の行政府への委任も違憲に非ずとされて以つて理論は實際の必要の前に多分の讓歩を示してゐるものである。⁽¹⁷⁾

以上米國に於いて大統領には事實上廣汎にして且強力なる命令制定權が與へられてゐる事が明らかとなつたが、尙、これに對しては充分のコントロールの道が拓かれてゐない事が指摘せられ得る。⁽¹⁸⁾ 米國の大統領は命令の發布に於いて、佛國に於ける如く、内閣又は大臣の副署を必要とせられないが故に、これに對して内閣又は大臣のコントロールは問題となり得ない。(ロ) 議會が法律を以つて詳細に互る事項迄も規定し、大統領に命令權行使の餘地を残さしめざる事に依つて、これに對してコントロールする事も考へられるが、これは事實上甚だ困難であり、議會は行政の智識に暗く、亦法律の硬直性はその具體的妥當性に於いて命令の彈力性に及ばない事は前に指摘せられた。(ハ) 最後に、これに對する司法的コントロールも不充分である。聯邦大審院は大統領の職務上の行爲に對しては出来る丈け不干渉の態度を持ち、尙、行政上の自由裁量はこれをコントロールする事を得ずといふ原則を樹立した。⁽¹⁹⁾ 唯々聯邦大審院は最近に至つて聊かその態度を變更し、一九三五年に於いて産業復興法に關する大統領の産業復興令 (前出) 及び引續き農事調整法、加工税法、農地抵當法等一聯の法律並びにこれに基づく命令を (a) 聯邦政府は州際事業の取締權を有するに止まるのに州の事業に迄干渉したる事、(b) 立法と行政

この権限の區分に關し大統領が立法上の獨裁權を握り立法の全權を委任せられたる事、は違憲であり従つて無効であると判決した。然れ共理論は實際の必要の前に多分の讓歩を示してをり、事實上亦産業復興に關する多數の委任命令が有效に止まつてゐる事は前に指摘せられた所である。

要之、米國の政治組織に於いて、現在、行政部は完全に立法部並びに司法部をリードしてゐる。⁽²⁰⁾斯くて、行政部と立法部との關係に就いてパウンドは「今や米國政治は議會主權確立前の第十七世紀の英國の政治に逆轉し、行政部はチュードル王又はスチュアート王の地位に類似する。チュードル王及びスチュアート王は出來れば議會と協力して統治を行ふが、止むを得ずとあらば議會に拘泥せず統治した。今や米國の大統領も亦出來れば議會と協力して統治を行ふが、止むを得ずとあらば議會に拘泥せず統治する」と述べてゐる。⁽²¹⁾更に亦行政部と司法部との關係に就いては、一九三五年産業復興法が聯邦大審院に依つて違憲の判決を受けた當時、F・ルーズヴェルト大統領が「大審院は、馬車がまだ幅を利かしてゐた一七八九年——米國憲法が制定された年——時代の古い頭で憲法を解釋するものである……此の判決には、經濟上及び社會上の政府の統制力を根底から奪ひ去らんとする意圖が含まれてゐる」と叫び、一九三七年一月六日國會開會の劈頭聯邦大審院改革に關する爆彈教書を發した事は周知の事實である。之を要するに最近米國に於いては、一方、複雑微妙なる内外の政治經濟外交に處するため及び米國の民主主義を内外に實踐宣揚する爲めに、米國の立法司法行政機構を改革し、大統領に更に強大なる權限を附與し、獨裁的權限を以つてこれに當らしめんとする主張と、他方、大統領の權限を更に強化する事は米國を獨

裁國に導びくものであり、米國の傳統的民主主義精神に反する、大統領は民意を事務的に處理する公僕であり、米國の進む可き道は民意の代表者たる議會に依つてのみ決せらる可きであるとする主張とが對立してゐる。前者は行政府派グループと呼ばれ、後者は立法府派グループと呼ばれてゐるが、行政府派グループの立法府派グループへの壓倒的攻勢は近時益々顯著なる事實となつて來た。

- (1) MacBain, op. cit. p. 130
- (2) Radbruch, Einführung in der Rechtswissenschaft, S. 52
- (3) 米國憲法第二章第一條參照
- (4) Blachly and Garman, introduction to comparative Government, p. 231
- (5) 獨逸リイマール憲法第五四條は國宰相及び國務大臣がその職にあるには國議會の信任ある事を要する旨を明言してゐる。
- (6) Beard, American government and politics. p. 75—203 Bryce, The American Commonwealth. p. 216—228.
- (7) MacBain, op. cit., p. 216—223 美濃部博士「米國憲法の由來及び特質第一六九頁以下
- (8) Munro, op. cit., p. 176
- (9) MacBain, op. cit., p. 125
- (10) Moreau, F., Le Règlement administratif. p. 127 et suiv.
- (11) Goodnow, op. cit., p. 86
- (12) Moreau, F. op. cit., p. 132. Hauriou, Précis de droit administratif et droit public. p. 558
- (13) Barthélemy et Duez, Traité de droit constitutionnel. p. 762 尙其の語を關しつて C. Schmitt, Vergleichender

Überblick über die neueste Entwicklung des Problems der gesetzgeberischen Ermächtigungen (Zeitschrift ausl. öf. Recht und Völkerrecht. B. VI. 1936) 大西玄雄氏著 譯者 (公法雜誌第二卷第十號) Jeze, G. Le contrôle f. juridictionnell des decrets-loi (Revue de droit public. 1937 Tom. 54) 宮澤敬純「行政の委任と執行」(公法雜誌第二卷第十一號)。

- (13) Goodnow. op. cit., p. 72.
(14) White, Introduction to the study of Public Administration, p. 404, Luce, op. cit., p. 468.
(15) Blachly and Oatmann, op. cit., pp. 253—254.
(16) Kenneth C. Cole, Government, Law and the separation of Powers (The American Political Science Review 1939. vol XXIII No. 3 p. 424)
(17) Luce, op. cit., p. 499
(18) Blachly and Oatmann, op. cit., p. 254.
(19) Freund, Administrative powers over Persons and Property, p. 71
(20) Pound. R. op. cit. p. 305.
(21) Binkley, The powers of the President. p. 288. Emile Giraud, Le pouvoir exécutif dans les democracies D'Europe et D' Amerique. p. 29. et suiv.

三 聯 邦 行 政 部

(1) 大 統 領 の 選 出

(一) 大統領の被選舉資格 大統領の被選舉資格には (a) 米國に出生したる米國公民たる事、即ち歸化人は被選舉資格を有せず、(b) 年齢滿三十五才以上のものたる事、(c) 十四年以上米國に居住してゐるものなる事、以上があげられる。

(二) 大統領選舉の方法 大統領選舉の方法は二重選舉である。即ち、先づ人民が大統領選舉人 (Presidential electors) を選舉し、此の大統領選舉人が更に大統領を選舉するといふ方法である。此の選舉制度は、大統領が議會に於いて選舉せられる制度から生ずる所の、大統領が議會の下に立ち強力なる行政權を有せず従つて三權分立の原則に違反するの弊を避け、亦人民の直接選舉制度から生ずる所の黨争の激化の弊を避くると共に、他方、亦選舉に於いて出來得る丈け州の意向を反映せしめんとしてゐる事が注目される (憲法修正追加第十二章参照)。

大統領選舉の諸手續を吟味する時、それは (a) 各政黨派別に依る大統領候補者の選定、(b) 大統領選舉人の選定、(c) 投票の計算、の三つの重要部分から構成されてゐる。

(a) 各政黨派別に依る大統領候補者の選定は、(イ) 先づ各州に於いて各政黨は各々その全國黨代議員會 (National party convention) に派遣す可き代議員の選舉を行ふ。選舉の方法は政黨及び州に依つて異なる。(ロ) 大統領の選舉期日が近づくと共に、各政黨は各自全國黨代議員會を開催し、茲で自黨の大統領候補者を決定する。

(b) 大統領選舉人の選定は、(ハ) 各州に於いて、四ヶ年毎に大統領の任期滿了の前年十一月の第一月曜日の翌日の火曜日に於いて、大統領選舉人の選舉が行はれる。選定さる可き大統領選舉人の定數はその州から聯邦

議會に出す上下兩院の議員數の合計と同數で、即ち例へば一州が二名の上院議員及び八名の下院議員を持つとすればその州は十名の大統領選舉人を持つ資格がある譯である。但し議會議員は大統領選舉人の職を兼ねる事を得ず。別に亦、大統領選舉人の選舉方法は各州の法律の定むる所に従ふが、今日凡べての州に於いて、人民に依つて選舉せられる事及び州全體の連記投票に依る事が定められてゐる。連記投票に就いては、人民の投票に先立つて、先づ各州に於いて各政黨が自黨の大統領選舉人候補者リストを作り、人民は自己の欲する政黨の大統領選舉人候補者リスト・カードに×印を記入し、以つて一團の大統領選舉人を選定するものである。斯かる連記投票制度をこる結果として大統領選舉人はその定數の多少に拘らず各州に於いて最高點を占めた黨派のものだけが全部當選する事となり、反對黨のものは一名も當選しない事となる。これは大統領選舉に出來得る丈け州の意向を反映せしめんとする意圖である。(ニ) 大統領選舉人はその翌年一月の第二月曜日に、各州毎に參集して大統領及び副大統領を各々別々に選舉する。但し投票は必ず先きに全國黨代議員會に於いて決定したる自黨の大統領候補者に對してなされる。

(c) 投票の計算は、(ホ) 投票はワシントンに送られ二月の第二水曜日に、上下兩院議員立會の下に下院に於いて計算される。投票の過半數を得たる者が大統領に當選する。(ヘ) 若し此の計算に於いて過半數を得たる者なき時は、下院がその最高點者三人の中から大統領を選舉するが、此の場合の選舉權の單位は下院議員個々でなくして州とされてゐる。即ち、州は大小となく平等に一票づゝ投票權を與へられ、選舉は法定の出席州の過半數

に依つて決せられる。尙、副大統領選舉に就き、此の計算に於いて、過半数を得たる者なき時は、上院は最高點者二名の中から副大統領を選舉するが、此の場合の選舉權の單位は州ではなく上院議員個々とされてゐる。

右の如き大統領選舉の諸手續中、最も重要なものは（ロ）及び（ハ）である。即ち、大統領選舉に於いて、大統領選舉人のなす投票は必ず先きに（ロ）に於いて決定された自黨の大統領候補者に對してのみなされるが故に、選舉の結果は既に（ハ）に於いて確實となり、尙その結果として米國に於いては大統領に關する二重選舉が人民の直接選舉と殆んど同一の結果となる事が指摘せられ得る。

(2) 大統領の權限

大統領は國の行政官吏の首長である。彼の事實上の權力は頗る廣汎である。その法源に就いて見れば、彼には憲法に依つて一聯の廣汎なる權力が附與せられてゐるのみならず、亦その他の權力が議會の法令に依つて與へられてゐる。更に亦、その權力のあるものは慣習法に基づき、あるものは政黨のリーダーとしての大統領の特性に基づいてゐる。そこで、大統領の權力の範圍を正確に擧げる事は甚だ困難であつて、多くは大統領自身の人格及び勢威にかゝり、亦多くは彼の所屬する政黨が議會に於いて多數を誇り得るか否かにかゝるものである。更に亦、或程度は時勢の動きにも關係するものであつて、例へば戰時中は國家全體が強力なる指導を要求し、米國に於いては此の責任は大統領の肩にかゝるものであつて、大統領の權力は國家非常時に際しては不可避的に擴大されて來るものである。

大統領の權力に關しては、亦、理論と實際との間に相違が存在し得る事も注目される。例へば、理論上に於いては、大統領は立法に關する權限を持たざる行政の首長であり、彼は法律を執行するのみで法律の作成に參與せず、米國が三權分立を採る以上立法作用と行政作用とは當然別々の機關に委ねられねばならぬとされるが、然るに、實際上に於いては此の三權分立の原則は嚴格に貫徹されてゐる譯ではなく、大統領はその人格及び勢威に従つて法律の作成に事實上強力に參與し得るものであり、彼は議會に對して一定の法律の通過を強引に要求し、或は亦實際上法律と同一の效力ある行政命令を發布するものであつて、斯くて理論上はともかく、法律作成の現實のプロセスを考へる場合、立法に於いて大統領は無視せられる事を得ない事に就いては前述した如くである。

大統領の權限は次の八つに分類せられ得る。(一)法律の作成に對する關係に於ける權限(二)法律を執行する權限(三)行政官の任免權(四)外交關係の指揮權及び條約の締結權(五)陸海軍統帥權(六)恩赦權(七)政黨の承認せられたるリーダーとして彼に附與せらるる權限(ハ)その他大統領の特權、以上である。

(一)法律の作成に對する關係に於ける權限、國家の重要な事件に關し隨時議會に對して報告をする事は大統領の義務であり(第二章第三條第一項)、これは慣習上教書に依つてなされるが、特別の場合として彼は自ら議會に出席してこれに親しく呼びかける事も可能である。かかる教書や呼びかけに依つて大統領は議會に對して法律を作成し又は法律を修正する必要の存在する事を注意する。亦大統領は必要と認めたる場合は臨時議會を召集して議會に對し彼の要求に應ぜん事を求める事も許される。議會は大統領の要求に應ずる何等の義務も持たな

いが、通常、彼と議會の多數黨とは同一政黨に屬する所から茲でも大統領の要求は重要な意義を持つものである（第二章第三條第一項）。

大統領は法律の裁下に關しベトー權を與へられてゐる。即ち、議會を通過した凡べての議案や議決はその後で大統領に提出される事を要するが、大統領はそれから十日の中にこれにサインをし、議案や議決はそこで效力を發生する。時として大統領はサインする事なしにそれを議會に突き返す。此の場合、議會兩院が各々その議員の三分の二以上の多數を以つて再びその議案や議決をパスせしめざる限り、それは效力を發生しない。尙若しも大統領が議案や議決にサインもせず、亦十日以内にそれを議會に突き返しもしない場合は、議會が自ら十日の期限を延期せざる限り、大統領のサインなしにそれは效力を發生する（第一章第七條）。

實に斯くの如きベトー權の行使は多く大統領と議會との關係にかかり、兩者の關係が協調的である場合は大統領はベトー權を行使する機會を殆んど持たないが、然らざる場合ベトー權は議會をチェックする大統領の有力なる武器となるものである。尙、大統領が議案や議決をベトーする場合は、彼はそれを全體として拒否せねばならぬものであつて、その一部だけを拒否する事は許されない。「イエス」か「ノー」か、何れかである。

(二) 法律を執行する權限 大統領は法律が忠實に執行せらるる事に就き監視する責任を持つ（第二章第一條第一項）。大統領は聯邦の法律を必ずしも自分自ら執行するものではなく、行政事務は大統領の内閣の十名の閣員や又例へば州際商業委員會 (Interstate Commerce Commission) の如き各種の部局に委任せられ得る。然し乍

ら、此等の官吏及びその部下は悉く大統領に隸屬するものであつて、大統領は彼等を任命し又は罷免する。尙、大統領は法律の執行に際し必要な場合は聯邦の兵力を使用する事も許されてゐる。

(三) 行政官の任命權、大統領は政府の凡べての高級の官吏、例へば内閣の閣員、大審院判事、大使、公使、領事、及びその他憲法に依つて其の任命に關し特別の規定を設けざるも亦法律に依つて規定することを要する官吏を上院の建議及び承諾 (advice and approval) の下に任命する (第二章第二條)。大統領が此等の官吏を任命する場合は、先づ被推薦者の名前を上院に提出し、上院はそれを直ちに各々適當の委員會例へば司法委員會、外交委員會の如きに廻付する。此等の委員會は更に特別委員會 (sub-committee) に委囑して被推薦者に就いて調査せしめ任命が承諾せらる可きか拒否せらる可きかに就いて報告せしめる。若し拒否せらる可しとされた場合は更に委員會を開いてこれを聽議し、然る後贊否の報告が上院に於いて發表せられ、その後で上院はこれに就いて投票を行ふ。贊否は投票の過半数を以つて決する。

上院は内閣閣員の任命に就いては大統領の任命に對して承諾を拒否せざる事を以つて原則としてゐる。唯過去百年間に二回だけこれを拒否した例が存する。上院に交付された内閣閣員以外の他の官吏の任命に關しては上院はこれを承諾するも拒否するも全く自由であるが、但しこれに就いても特別の事由のない限り、これに承諾を與へる事を普通としてゐる。即ち、上院の建議及び承諾は消極的受動的性質のものとして解されてゐる。尙、重要性のより少い下級の官吏の任命に就いては、議會は、法律の特別の規定に依つて、上院の建議及び承諾を経る事なし

に大統領又は各省長官裁判所等にこれが専行をなさしめ得るものとされてゐる。

官吏の免職 (Removal) に就いては、彈劾に依る官吏の免職の場合を除いては、憲法には何等の規定も存しない。然し乍ら、大統領は既に早くから官吏の免職に關する權限を確保してゐた。更に大審院も亦最近の判決に於いて、大統領の此の免職權は議會の如何なる行爲に依つても制限せらるゝ事を得ずとなし、即ち、議會が新たに一の官職を設くる場合と雖も、此の官職に任命せられたる官吏を免職す可き大統領の權限は議會に依つて制限せらるる事を得ざるものとなしてゐるものである。

(四) 外交關係の指揮權及び條約の締結權、大統領は外國との國交に就いて指導處理する。此の目的の爲めに大統領は大使公使領事及びその他外交官を外國に送り、又外國から外交官を受けける (第二章第二條)。大統領の外交權は彼の持つ權力の中最も重要なものゝ一つで、戰爭か平和か何れに導びくかは一にこれにかゝる。外國との條約は先づ上院に提出され且上院で三分の二以上の多數に依つて承諾せられたる後に非ざれば效力を發生しない。尙州の外交權は認められてゐない (第一章第十條)。

(五) 陸海軍統帥權 大統領は米國の陸海軍及び米國の召集したる義勇兵を統帥する (第二章第二條第一項)。即ち彼は米國の陸海軍全將校の任免權を持つ。聯邦への直接の勤務に服せざる州の義勇軍の將校の任免のみは原則として州の法律の定むる所に従ふ。米國に於いて、陸海軍の編制權は議會の權限に屬せしめられてゐるが (第一章第八條)、大統領は其の統帥權を通して他國と交戰状態に入る事も可能である。米國に於いて宣戰布告權は議會の權

限に屬せしめられてゐるが、その際議會は實質的に見れば交戦状態の形式的宣言を行ふに過ぎないものである。大統領の陸海軍統帥権の内容は頗る廣汎にして且彈力的性質を持つものとせられる。

(六) 恩赦權、大統領は聯邦法の違反者に對し恩赦權を持つ(第二章第二條)。但し州法の違反者に對しては恩赦權を持たない。恩赦の効果は有罪の宣告を受けたる者をしてその所罰から免かれしむる事であつて、恩赦には刑の執行猶豫 (reprieve) 減刑及び刑の免除が含まれる。大統領の恩赦權には一つの重要な制限が存するものであつて、即ち、彈劾に由つて有罪を宣告された者に對しては刑の恩赦を行ふ事を得ない。大統領は恩赦權の行使に就いては司法省に諮り、その勸告を聞いた後で決定するものである。

(七) 政黨の承認せられたるリーダーとしての權力、大統領は憲法又は法律に依つて與へられたるに非ずして、唯政黨の承認せられたるリーダーとしての彼の地位から生ずる權力を持つものである。前述の如く、大統領は種々の誓約を含む政黨の政綱の上に、立法のリーダーとして選ばれるものである。従つて、大統領は政黨の承認せられたるリーダーとして、此等の誓約が實行せられる様に監視する權利と義務とを持つものである。

(八) その他大統領の特權、大統領はその任期中裁判所に依る訴追を受けず、大統領がある種の犯罪の故に問責せられ得る唯一の裁判所は彈劾裁判所としての上院のみである。此の大統領の特權の存在理由は、或は大統領は國の最高の機關であるが故であることせられ、或はもつと現實的理由として彼は彈劾の場合を除いては恩赦の無制限の權力を持ち、此の恩赦權は自分自身に對しても向けられ得るが故であることせられる。

四 聯 邦 立 法 部

(1) 國 會 の 組 織

國會は上下二院よりなる(第一章第一條)。米國憲法制定前の十三州の聯邦會議では聯合規約に依つて一院制がとられてゐたが、一七八七年憲法委員會では新政府は二院制を採る可きものとされた。その理由は(イ)凡べての州に於いて議會は二院制が採られてゐた事、(ロ)一院を持つ事に依つて大小の州は夫々その利益が調和せられ得た事、即ち米國政治組織の一特色はその聯邦制にあるが、大きな州は人口に基づく代表制度を欲し、小さい州は十三州が凡べて平等に代表せらるる代表制度を欲した。然るに此の利益は二院制を採る事に依つて調和せしめられ得た。即ち下院制度は前者を、上院制度は後者を満足せしめた。(ハ)二院制は輕率且不賢明なる行動を阻止するに役立つと思はれた事、今日の議會制度は二院制を以つて普通とされてゐるが、これは二院制は人民の自由の爲めの最も安全なる保障であると信ぜられてゐるが故である。即ち、一般に一院制は偏見や激情に依つて容易に動かされる恐れがあり、従つて、法律の作成といふ重大なる仕事は議會の上下兩院に依つて慎重に熟慮する事を必要とすると思はれてゐる。斯くて、兩院はチェック・アンド・バランスの地位に立たしめられてゐる。實に、米國の國會は以上三つの理由から二院制を採るに至つたものである。

上下兩院の構成に就いては議員の選舉の時期場所及び方法等は各州に於いてその立法部の定むる所に従ふ。但

し、聯邦議會は何時と雖も法律を定めて上院議員の選舉の場所に關する事項以外の選舉事項に關する規定を變更し得る權利を留保してゐるものである（第一章第四條）。

（一）下院は二年毎に各州の人民に依つて選舉せられたる議員より成立する。前述の如く、米國の國會には議會解散の制度がなく、従つて選舉は常に隔年に行はれる（第一章第二條）。

各州の人民の選舉資格は各州に於いてその立法部の定むる所に従ふ外、聯邦憲法は尙各州の選舉人はその州の立法部の中の議員數の多き立法部（州に於ける上下兩院の中何れか一つ）の議員を選舉する資格ある事を要するものとしてゐる。

下院議員の被選舉資格は（イ）年齢二十五歳以上なる事（ロ）米國の國籍を取得してから七ヶ年以上を經過してゐる事（ハ）選舉の時その州の住民たる事（ニ）及び、慣習的に、その選舉區の住民たる事、以上が要求せられてゐる。

下院議員は聯邦に加入したる各州の人口に比例して各州に配分される。但し下院議員の數は人口三萬に付き一人を超過する事を得ず、尙各州は少く共一名の下院議員を選出する事を得るものとされてゐる。斯くて下院議員の現在數は四百三十五人となつてゐるが、選舉は小選舉區制、即ち一選舉區一人制で、且その代表を公平ならしむる爲めに、原則として、國勢調査（十ヶ年に一回）の度毎に選舉區の修正を行ひ、各選舉區の人口を略々平均せしむる事にしてゐる。尙此の修正をなすものは各州の議會である。

(二) 上院は州の大小に關はらず平等に各州から二名づゝ選舉せられたる議員からなる(第一章第三條)。斯くの如き州代表の平等權は假令憲法改正の方法に依ることもその州の承諾なしに變更する事を得ざるものであつて、斯くの如き憲法の規定は小さな州を大きな州の專横から防禦する目的を以つて設けられたものである。

米國憲法に依れば、始め上院議員は各州の立法部に依つて選舉せらるゝものとされたが、一九一三年修正憲法第十七章はこれを改めて人民の直接選舉に依つて選舉せらるゝものとした。各州の人民の選舉資格は各州に於いてその立法部の定むる所に從ふ外、憲法は尙各州の選舉人はその州の立法部の中の議員數の多き立法部の議員を選舉する資格がある事を要するとしてゐる事は下院の場合と同じである。

上院議員の被選舉資格は(イ)年齢三十歳以上なる事(ロ)米國の國籍を取得してから少く共九ヶ年以上を経過してゐる事(ハ)選舉の時その州の住民たる事、以上である。

上院議員の任期は六ヶ年、その三分の一づゝ二年毎に改選せられて清新の氣を議會に送る事とされてゐる。尙一州から同時に二人が改選せられる事はなく、従つてその選舉區は州全體である(第一章第三條第二項)。

米國に於いては國會は少く共毎年一回開會せられ、法律を以つて變更せられざる限り毎年十二月第一月曜日に開會される。大統領は臨時議會召集の權を有するもそれ以外には開會閉會停會解散の權を有せず、國會は自主的に活動する。

(2) 國會の權限

國會は聯邦の意思機關として頗る廣汎なる權限を持つ。立法機關としての國會の權限の範圍は立法權第八條に十八項目に亘つて列擧されてゐる。通常これを國會の十八權限と呼んでゐるが、但し國會の立法權は此の十八項目に限らるゝ事なく、その他憲法に依つて與へられたる權限内に於いて自由に立法する事を得るものとされる。

(一) 立法團體としての國會の權限 國會の十八權限は次の五グループに分つ事を得る。(a) 財政上の權限 (b) 幣制權 (c) 陸海軍編制權 (d) 商業規律權 (e) その他の權限、以上である。

(a) 財政上の權限 國會は合衆國の國債を償還し國防及び一般の安寧の維持に必要な設備をなす爲めに、租稅 (taxes) 手数料 (duties) 輸入稅 (imports) 及び消費稅 (excise) を賦課徵收する事を得る。然し凡べての直接稅、手数料、輸入稅及び消費稅は米國全土を通じて平等、即ち何處に於いても同一物品に對して同一率を以つて課稅する事を要する。人頭稅及びその他の直接稅は人口に應じて州の間に配分されねばならぬ事とされてゐる。更に、國會は何れの州からの輸出商品に對しても租稅又は關稅を課する事を得ざるものであり、又大審院の解釋に依れば州政府の必要なる手段 (necessary instrumentalities) 例へば州又は地方團體の吏員の俸給、州又は地方團體の公債證書 (Bond) の如きに對しても課稅する事を得ないものとされてゐる。

(b) 幣制權 (Monetary powers) 國會は貨幣を鑄造してその價格を定め、亦外國貨幣の價格を定むる事も出来る。貨幣の鑄造權は排他的に聯邦に所屬し州には所屬せざるものである。尙、憲法の中では紙幣發行に關する國會の權限に就いては一言も觸れてゐないが、大審院は、國會はその起債權 (Borrowing money) の附帶的特

權として此の種の權限を行使し得るとした。現在流通してゐる紙幣は凡べて國會の認可の下に發行されて來たものである。

(c) 陸海軍編制權 國防に關しては、(イ) 大統領が陸海軍の統帥者たる事(ロ) 陸軍に關する豫算は二ヶ年以上に亘る繼續豫算を作る事を許されざる事、以上二つの事項を除いては、事實上國會の權限は無制限であるとされてゐる。國會は陸海軍を設け、之を維持し、陸海軍の統治管理に關する規則を定め、義勇軍召集法を定め、亦州義勇軍の編制及び使用に關する法律を制定する事を得る。更に亦國會は戰を宣し、且敵國に對する應報的奪掠及び敵船捕拿免許狀を發給し、亦陸上及び海上に於ける捕獲に關する規則を定める事を得る。

憲法議會に於いては國防の問題が最も重要な議題の中心となつた。即ち憲法草案者達は「外國の兵力及び勢力からの危険」に重大なる關心を示し、憲法は斯かる危険を眼中に置いて起草されたものである。従つて國會は米國の凡べての壯丁を兵役の義務に服せしめ得るものであり、これは一九一七年及び一九一八年の徵兵法に依つて實現化せられた。尙陸海軍の編制に關し州は聯邦に服従すべく、州は國會の承諾なしには平時に於いて軍隊又は軍艦を所有する事を許されてゐない。

(d) 商業規律權 國會は諸外國との貿易、諸州間の通商及びインデアン種族との通商に就き規則を定め、合衆國を通じて破産に關して一樣の法律を制定する。亦度量衡の標準を一定し、科學の進歩及び有益なる技藝の發達を獎勵する爲めに特許權及び著作權の制度に依つて發明者又は著作者を保護し得る。更らに亦郵便局を設置し

郵便道路を開設し得るものとせられてゐる。

(e) その他の権限 以上の外、國會は尙重要な権限を持つ。即ち、或は大審院以下の下級裁判所を構成し、或は海賊犯及び其の他公海に於いて犯したる重罪及び國際法違反の犯罪に定義を與へる。尙その外、或は既述の諸種の立法權や又は此の憲法の規定等に依つて合衆國政府省及びその他の官廳に屬せしめられたる凡べての權利を執行する爲めにも必要にして適切なる立法を行ひ、或は合衆國を通じて平等なる歸化法を制定する、等である。

(二) 立法團體としてに非ざる國會の権限 上下兩院は立法事務以外の事務に就いても夫々特殊の権限を有する。

(a) 下院の特殊な権限、下院は立法事務以外の事務に就いて、(イ) 大統領の選舉權 (ロ) 歳入豫算案先議權 (ハ) 彈劾提起權を有す。

(イ) 大統領選舉權、大統領の選舉に於いて、大統領選舉人の投票の結果が過半數を得たる者なきに至つた場合は、下院は最高點者三人の中から大統領を選舉するが、その詳細に就いては既述した。

(ロ) 歳入豫算案先議權、下院は歳入豫算案の先議權を有す。即ち、憲法第一章第七條に「歳入増加に關する議案は下院が先づ之を議決する、但し、上院は其の議案を提出し又は修正する事を得る」旨を規定する。從來此の條文の規定は下院、殊に大きな州に對し歳入豫算に對する發案權を保障せんとする意圖の下に生れたものであるが、然し乍ら發案權に就いては同條但書に於いて上院にも亦これが保障せられる事となつた。尙歲出に就いては

聯邦憲法に於いて明文の規定は存せざるも、慣習的に下院は歳出豫算の先議權をも有するものとされてゐる。

(ハ) 彈劾提起權、下院は大統領以下聯邦の官吏を彈劾する。これに關し聯邦憲法第一章第二條末項は「下院は彈劾提起權を専有す」及び同第二章第四條は「大統領副大統領及び其の他凡て合衆國文官は叛逆 (treason) 收賄 (bribery) 又はその他の重罪及び輕罪 (other high crimes and misdemeanors) を理由とする彈劾、又は以上上の罪名に該當する有罪の判決、に基いて罷免せらる可き」旨を規定してゐる。先づ下院が大統領以下聯邦の官吏たる内閣閣員大使公使聯邦裁判所判事郵便局長等を彈劾せんとする時は、當該官吏が第二章第四條に掲げられたる罪の一を犯したる旨を決議し、直ちに上院に告訴する。下院は尙上院に於ける訴追を遂行する爲めにリーダーを選ぶ。斯くて、事件は、上院に於いて、普通裁判所に於けると殆んど同じ形式に於いて審理裁判される。即ち告發者は事實を述べ、調査や訊問が行はれ、辯論が行はれる。凡てが終了した後、上院議員全部を判事としてその投票が行はれるが、判決は出席議員の三分の二以上の多數に依つて決定される。

彈劾事件の判決は免官及び將來合衆國政府の下に名譽、信任又は利得ある官吏たるの資格を剝奪する事以外に及ぶ事を得ないが、但し、彈劾を提起せられたる官吏は、此の彈劾裁判の外に、別に法律に定むる所に従ひ公訴 (judgment) 審問 (trial) 判決 (judgement) 及び處罰 (punishment) を受くる事を免がれ得ざるものとされてゐる (憲法第一章第三條末項)。

下院の彈劾提起權の實際的意義は少く、その行使の實例は從來九回に過ぎず、且上院が有罪の宣告を與へたも

のは三件に過ぎず、尙被弾劾者は多く司法官に限られてゐた。

(b) 上院の特殊の權限、上院の特殊の權限は下院に比して頗る強大である事が注目される。これには(イ)副大統領選舉權(ロ)彈劾裁判權(ハ)官吏の任命同意權(ニ)條約批准權がある。

(イ) 副大統領選舉權、副大統領の選舉に於いて、大統領選舉人の投票の計算の結果が過半数を得たる者なきに至れる場合は、上院は最高點者二名の中から副大統領を選舉するが、その詳細に就いては既述した。

(ロ) 彈劾裁判權、大統領以下合衆國文官に對する彈劾が提起せられた場合は上院は彈劾裁判所としてこれを裁判する。上院が彈劾事件審査の爲めに集會する時は上院議員は宣誓をなす事を要し、尙前述の如く判決は出席議員の三分の二以上の多數に依つて決定される。

(ハ) 官吏の任命同意權、上院は大統領の官吏任命權に關し同意權を有する。即ち大統領の更迭の度毎に變る多數の重要な官吏の移動は凡べて大統領の專斷に任ずる事なく、上院の同意を必要とするものとされてゐるが、これに就いては既述した。

(ニ) 條約批准權、憲法第二章第二條第二項は「大統領は上院の建議及び同意(advice and consent)を得て條約を締結する事を得、但し上院の建議及び同意は出席議員の三分の二以上の決議を経る事を要す」として以つて上院に對し大統領の外國條約締結に關して批准權を與へてゐる。上院は直接外交の衝に當る事なく且外國との條約を交渉商議するのは専ら大統領の權限に屬せしめられてゐるが、但し條約の效力發生の點に於いて、大統領の

外交に關する全權は上院に依つてチエツクされてゐるものである。斯くて、事實上、大統領が條約を締結せんとする場合は多く非公式に上院の外交委員會の意向を打診し、條約の上院通過に豫め努力する。實に上院の條約批准權は上院の持つ最も重要な權限の一つであり、上院はこれを武器として大統領の外交を批判し時として指導するものである。尙條約の批准に際しては條約の修正もこれに附帶して行ひ得るものとされてゐる。一八七〇年グラント大統領の發議にかかるサン・ドミンゴ合併條約、近くはウイルソン大統領の發案にかかるヴェルサイユ條約の不成立等は米國に於ける上院の條約批准權の地位を有力に物語るものである。

尙、最後に、米國に於いては上院の政治上の勢力は下院のそれに比べて甚だ大なる事が指摘せられ得る。その理由として、米國に於いては、英佛に於けるが如き議院内閣制度がとられず、上院議員及び下院議員は共に同一の選舉民から直接に選舉せられ、然かも上院議員の任期は下院議員のその三倍であり、亦上院の權限は下院の權限より頗る廣汎である事等が擧げられる。

五 聯 邦 司 法 部

(1) 聯邦司法部の組織

聯邦司法部に就いては、米國に於いては最下部から最高部へ平行に走る二組の裁判權が存在する事が注目される。第一は州裁判權である。即ち、各州は自己の裁判所を持ち且一定範圍内の事件を裁判する自己の判事を持つ

ものであつて、斯くて、下級州裁判所、上級州裁判所及び時としては州に於ける最終審裁判所としての控訴裁判所が存在する。第二は、これと全然系統を異にし且異つた範圍に於いて裁判權を持つ裁判所並びに判事から構成せられる聯邦裁判權である。而して、茲でも亦區裁判所 (district courts) 控訴巡回裁判所 (circuit courts of appeal) 及び聯邦大審院 (the Supreme Court of United States) の三階級に分れてゐる (第三章第一條)。

米國に於いて司法權の構成が斯くの如き特異性を持つに至つた理由は米國政治組織の特異性に歸せられねばならぬ。憲法制定前の聯合規約の下では唯州裁判權のみが存在して聯邦裁判權は存在してゐなかつた。然し乍ら、斯かる制度の下では、先づ異つた州の市民と市民との間に紛争が惹起された場合にこれを裁判する仲裁的裁判權が存在しない譯であり、更に亦、斯かる制度の下ではその第一の義務が國會の作成した法令を適用するにある如何なる裁判所も存在しない譯である。此の二つは舊司法制度が持つた根本的缺陷であつて、従つて憲法の編纂者達は斯かる缺陷を救濟せんと欲した。州裁判權と聯邦裁判權と二組の裁判權が存在せしめらるる理由は實に茲に存し、斯くて國會は區裁判所を最底に聯邦大審院を最頂に置く聯邦裁判權の完全なる體系を樹立したものである。

(イ) 聯邦大審院、これはワシントンにあり。一名の首席判事及び八名の陪審判事からなり、その凡ては上院の承諾を以つて大統領に依つて任命される。判事は終身官であり、彈劾に依る外その職を免ぜらるる事なし。

尙、その裁判は少く共六名の列席を要する合議裁判である。

(ロ) 巡回控訴裁判所、これは全國に九つあり、その各々は三州又はそれ以上の區域を區劃して司法を管轄し

てゐる。此等の裁判所は巡回裁判をするが故に此の名があり、即ち彼等は一都市から他都市へ法廷を開廷して廻る。判事の總數は五名乃至二十三名であり、一訴訟に列席する判事は二名を原則とする。判決に就いて意見の一致を見ざる時は聯邦大審院の教示又は最後判決を求める事が出来るが、但し大抵の場合は巡回控訴裁判所が最後判決權を持つ。尙、區裁判所の管轄權が問題とせらるる場合、捕獲に關する事件の場合、及び聯邦に關係ある問題の含まるる事件の場合は控訴は巡回控訴裁判所を経ずして區裁判所から直ちに聯邦大審院へ移す事が可能である。

(ハ) 區裁判所、全國は八十一司法區に分れ、その各々の區内に一(時として二又三)の聯邦區裁判所が置かれてゐる。判事、*morschel* 及び *attorney* 各々一名から構成せられるが、凡ては檢事總長の推薦に依り大統領に依つて任命せられる。

實に右の如き二組の裁判權の組織に於いては裁判管轄權の問題は最も重要である。如何なる事件が州裁判所の管轄に屬し又如何なる事件が聯邦裁判所の管轄に屬するかに就いては憲法は一定の事件を聯邦裁判所の管轄に屬せしむる事に依つて、殘餘の事件は州裁判所の管轄に屬せしむるといふ分類の方法を採つた。聯邦裁判所の管轄に屬す可き一定の事件に就いては憲法第三章第二條が規定する。

司法權は、此の憲法及び合衆國の法律及び既に締結し又將來締結せらる可き條約より惹起する凡ての法律上及び正衡法上の事件、大使其他外交官及び領事に關する凡ての事件、海上法に關する凡ての事件、合衆國が一方の當事者たる凡ての訴訟、二個又は二個以上の州政府が當事者たる凡ての係争事件、異りたる州の市民間に起りたる事件、他州の官有地拂

下を受けたる同一州市民間に該拂下官有地に關して起りたる爭議、一州又はその州の市民と外國又は外國の人民又は臣民との間に生じたる凡べての爭議に及ぶものとす。

大使其他外交官及び領事に關する訴訟及び州が當事者たる凡べての事件に就いては聯邦大審院は第一審裁判管轄權を有す。其他の凡べての事件に就いては議會が上訴に關して定むる所の除外例及び規則に従ひ大審院は法律問題及び事實問題に付き上訴裁判管轄權を有す。

彈劾事件を除く外刑事事件の審判は凡べて陪審官之をなす。當該審判は犯罪ありたる州に於いて之を行ふ可し。若し其の犯罪行為地が何州の管轄にも屬せざる場合には其の審判は國會の定めたる法律の命ずる場所に於いて之をなす可し。

即ち、これに依つて見れば、第一、聯邦裁判所は、それが聯邦憲法の規定又は國會に依つて作成された法律更に又は上院に依つて批准された條約等に關係する場合は、訴訟當事者の如何を問はず、これが裁判管轄權を持ち、第二、聯邦裁判所は訴訟當事者が聯邦の州であり又は訴訟に關係する團體又は個人が異つた州に屬する場合は、事件の性質を問はず、これが裁判管轄權を持つものである。即ち聯邦裁判所の管轄權は（一）事件の性質（二）訴訟當事者の種類の二方面から決定される事となつてゐる。斯くて例へば個人間又は團體間に爭議が生じた場合、辯護士は事件が聯邦裁判所、州裁判所の何れに繫屬す可きかを判断する譯であるが、その際彼等は事件は第三章第二條に擧げられた文句の何れに該當するかを研究する。例へば、事件が特許權侵害に關する場合は聯邦裁判所に訴するものであつて、その理由は憲法は國會に對して特許權及び著作權に關する法律制定權を與へてゐるからである（第二章第八條）。亦事件が土地の所有權に關する場合は通常は州裁判所に訴するが、然し乍ら事件が

會々アラスカの土地所有權に關してゐるといふ場合は聯邦裁判所に出訴するものであつて、その理由はアラスカは準州(Territory)であり且準州は憲法に依つて聯邦政府の統治下に置かれてゐるからである。通常の債權債務に關する争ひも、若しも兩當事者が同一州の市民である場合は此の争は州裁判所に出訴されるが、若しも彼等が異つた州の市民である場合又は事件の金額が餘り大きい場合は聯邦裁判所に出訴するものである。

尙殆んど凡べての訴訟に於いて、訴訟は下級裁判所に始まり、當事者の意向に従つて上級裁判所に進むものである。これは聯邦裁判所たると州裁判所たるとを問はず全く同じである。然し乍ら、此等の控訴にして聯邦大審院迄來るものは極く少數である。訴訟事件の最大多數は州裁判所に於いて始まり且そこで終る。即ち、原則として最高州裁判所の決定は州法律の下に起る事件に就いては最終的であり、聯邦大審院への控訴は事件が聯邦憲法の解釋に關するものなる事を擧示された場合にのみ許されるものである。

(2) 聯邦大審院の權限

米國に於いて訴訟が聯邦大審院に繫屬するに至る場合は(一)憲法に依つて聯邦大審院が第一審裁判管轄權を有すと定められたる場合(第三章第二條前掲參照)(二)聯邦下級裁判所より控訴せられたる場合(三)州裁判所より控訴せられたる場合の三つがあるが、尙最後の(三)には(イ)州憲法又は州法律の中の規定が米國憲法の中の規定或は國法律若しくは條約に違反すると主張せらるる場合(ロ)米國憲法、國法律或は條約の認むる權利職權又は特權が問題とせらるる場合の二が分れ得る。之等の場合を通じて大審院は米國憲法の解釋者又は番人とし

て活動するものである。斯くて、聯邦大審院が米國憲法の解釋者又は番人と云はるる所以のものは大審院の持つ法律審査權に於いてである。實に、米國の聯邦大審院は通常世界で最も強力なる裁判所であると云はれるが、この聯邦大審院は他國のそれと大いに異り法律の形式的審査權、即ち法律の形式が適法なりや否やの審査權のみならず、實質的審査權、即ち法律の内容が憲法に違反せざるや否やの審査權を持つものである。茲では、大審院は國會又は州立法者に依つてパスされた法律を憲法違反にして無効と宣言する權限を確保してゐる。

此の種の權限は何處から生じたかに就て見れば憲法はこれを明文の規定に依つて與へてゐる譯ではない。確かに、此の重要な問題は、一七八七年憲法議會に於いて論議の的となつたが、然かも憲法は遂に沈黙を守るに至つた。蓋し、當時の憲法制定者達は、裁判官は、若しも法律が憲法の何れかの規定に違反すると認めたらば、憲法はそれ自身を『最高の法律』と宣言してゐるが故に、法律の適用を拒むであらうといふ推測を以つて満足したものであつた。斯くて、解決は將來の實際にかけらるゝ事となつた。斯かる意味に於いて一八〇三年マーベリイ對マヂソン事件は劃期的のものであつた。此の事件は大統領アダムスがその任期満了の前夜に於いて作成せる、マーベリイをコロンビア地方治安判事に任命するとの辭令書の交付を、新大統領ジェフソンの新國務大臣マヂソンが拒否したといふ事に關係するが、大審院長マーシャルは此の事件に對する判決の中で『憲法は至上の永久法である。憲法に違反する立法行爲は法律ではない。それは無効である……。一つの法律が憲法と矛盾してゐる場合に、その何れが支配するかを決定する事は正しく司法の責任である……』とした。實に、此の判決以來大審

院は此の問題に對する不動の地位を確保するに至つたものである。然れ共、聯邦大審院の法律の無効宣言に關する權限に就ては有力なる反對論が存在し、法律を無効と宣言する此の種の權限が少數の特權團體の手中に委ねらるる事は反デモクラシーであり甚だ危險である、即ち、人民に依つて選舉せられたるに非ずして終身官たる裁判官九名が、多數決に依り大統領の承諾と共に議會兩院に依つてパスされた法律、又は州立法部に依つてパスされた法律を破毀する權限を持つ事は寡頭政治、貴族政治を意味するとして以つて非難する。此の種の非難は聯邦大審院が議會の社會政策的立法を憲法違反として無効宣言する場合に甚だしく、この場合、大審院は進歩への障礙でありその權限は縮少せらる可きであるとの叫びが激しくなる。事實、一八一九年マック・クルロッテ對メリーランド事件に於いて大審院が州は聯邦政府の如何なる事業にも課税する權利を有せずとの判決を下した際、及び一八九四年大審院が國會は憲法の要求する所に従ひその人口に比例して各州間に負擔 (Burden) を配分する事なくして土地からの収益に直接税を課する事を得ずと判決した際、聯邦大審院は聯邦權力の強化の反對者達から喧しい非難を浴びたが、更に新世紀の始め社會立法又は勞働立法が求めらるるに至つた頃、例へば一九〇五年ペン屋八時間勞働法の無効を判決した際、その非難は頂點に達したものである。ニューデール立法と大審院の態度、並びにこれが批判は現在の問題である。凡そ、斯くの如き反對論に對しては、三權分立の立場からする有力なる肯定論が對立せしめられ得る。米國に於いては聯邦たるを問はず凡べて權力分立主義の原則の上に立つが、三權分立主義の本義に依れば法律を解釋し適用する事は裁判所の獨立の權限に屬し、裁判所は裁判に當つ

ては凡べての法規を解釋すべき義務を有し、従つて憲法を解釋する事も必要である。若し法律が最高の法律たる憲法に抵觸するならば、裁判所は法律解釋の機關たる性質上當然其の法律を無効と斷定する事を要する。尙、立法に就いて、國會及び州立法部は各々一定の範圍内に於ける立法權を行使するものとされてゐるが、この權限の範圍に就いても意見の相違が生ずる可能性が存し、これが決定をなす權利を持つものが是非必要となつて來る。

即ち、凡べての立法團體が必然に自己の權限を擴大せんと試みる時、これを憲法の規定する限界内にチェックし、國會と州立法部との權限の衝突に就いては公平なるアンバイヤーとして役立つ何物か、是非必要とせられる。終身にして政治的野心を有せざる優れたる法律家達の公平なる團體をこれに當らしむる事こそ最も適當とされねばならぬとする。斯かる肯定論に依れば、聯邦大審院が公平の名に於いて不人氣の判決を下す事のあるのは止むを得ざる事であり、大審院が會々不人氣の判決を下す事はその法律審査權を否認する理由とならない。尙判決はそれがなされた時は不人氣でも、その中に違つた眼で見直すに至る時がある事も牢記されねばならぬ、例へば一八一九年のマック・クルロッチ對メリーランド事件の如き今日では誰れもこれを非難するものはないとする。

以上二つの主張が對立するが、ともあれ、聯邦大審院は憲法の擁護者として、例へば(1)憲法が國會は如何なる私權剝奪法案も之を通過する事を得ずとするに拘らず(第一章第九條第三項)國會が之を通過した場合は此の國法律を違憲且無効と判決し、(2)憲法が各州は如何なる私權剝奪法も制定する事を得ずとするに拘らず(第一章第十條第一項)州立法部が斯かる法律を制定した場合は此の州法律を違憲且無効と判決し、(3)憲法が州際間の商業規

律權を國會に與へてゐるに拘らず（第一章第八條第三項）州立法部が運送の途中で自州の領土を通過する他州の物品に課税する法律を制定した場合は此の州法律を違憲且無効と判決し、最後に亦(4)憲法が大統領のサラリーはその任期中變更すべからずとするに拘らず（第二章第一條第七項）彼のサラリーをその任期中に減額する國會の行爲は違憲且無効と判決するものである。

茲に、大審院の此の法律審査權は大統領又は州知事の國法律又は州法律のベトー權とは異なる事が注目される。此の兩者は共に等しく立法に對する抑制の方法であり乍ら、兩者はその行使の方法及びその法的效果に於いて異なるものである。即ち（一）ベトー權は凡らゆる法案に對して常に行使し得らるゝが、大審院の法律審査權は裁判に於いて唯偶然的に行使せらるゝに過ぎない、（二）ベトー權に於いては拒否された法案が拒否に拘らず有效なる法律となる餘地が残されてゐるが（例へば再通過）、大審院の法律審査權に於いては斯かる餘地は殘されてゐない。此の點に於いては司法的拒否は行政的拒否よりも効果が強い。以上、斯くて、聯邦大審院はその法律審査に於いて議案が賢明か不賢明かに關係する事なく又法律が良法か悪法かに關係しない。大審院が決定す可き唯一の係争點はそれが憲法の規定に違反するか否かといふ點である。大審院は、法律を違憲と認むる場合は其法律をパスした團體の如何に關係なしにその無効を宣言し、然らざる場合は法律の利害得失に關係する事なしにこれを支持執行するものである。大審院は法律の作成者又は法律の修正者として活動せず、言葉の通常の意味に於いて、法律をベトーするものではなく、唯憲法を擁護するものと解される。

米國の憲法生活に於いて聯邦大審院の法律審査權の持つ意義は重大である。米國に於いて立法政策並びに立法手續が事實上大統領及び議會の共働に於いて決せられてゐる以上、法律審査權の問題は聯邦大審院對大統領及び議會の政治問題である。聯邦大審院の法律審査權に就いては有力なる反對論の存在する事は前述したが、聯邦大審院がこれに反對して譲らざる以上大統領及び議會はその立法政策の遂行に束縛を受け且威信を傷けらるゝ事甚だしい。斯くて歷史上屢々聯邦大審院の改革案が見られたが、その主なるものとしては、憲法又は法律を改正して、(イ)法律の無効宣言の爲めには判決には全員一致を要するものとする事、(ロ)大審院の判事を増員し殊に少壯判事を以つてその補充を行ひ以つて大審院に清新の空氣と進歩的の空氣とを送り込む事、(ハ)議會の權限を擴張する事、(ニ)大審院の權限を縮少し、殊に大審院に依る州の法令の審査を全廢する事、等である。就中(ロ)は法律の變更を以つて足り、最も實現の可能性に富むものである*。

* 以上 Munro, American Government To-day Beard, American Government and politics. Bryce, The American Commonwealth, Goodnow, Principles of constitutional Government, Bacon, The Constitution of the United States, Mathews, American State Government. McBain, The living Constitution. Wilhelm Merk, Verfassungsgesch. 土橋教授「世界各國憲法」美濃部博士「米國憲法の由來及特質」藤井教授「米國憲法論」弓家七郎氏「比較憲法論」高柳教授「司法的憲法保障制の法理及其の運用」(國家學會雜誌第四十九卷第一號以下)及びそこに掲げられたる諸勞作
參照 (昭和十四年十月二十五日稿)